

八王子市立高尾山学園 学校運営協議会 運営規定

1 目的および趣旨

- (1) 本規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 1 項の規定に基づき設置する。八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。
- (2) 本協議会は八王子市教育委員会および校長の権限および責任のもとに、学校運営に関して協議するとともに、保護者および地域の住民などの学校運営への参加の促進や連携を深めることで信頼される学校づくりに寄与することを趣旨とする。

2 名称

会の名称は「高尾山学園 学校運営協議会」とする。また本会の愛称などについては協議会の中で決定し定めるものとする。

3 委員

- (1) 本校学校長を含め 10 人以内とし、校長以外の委員は校長が推薦または公募することができる。
 - ① 学識経験者
 - ② 本校保護者
 - ③ 八王子全域を対象とした地域の住民
 - ④ その他企業管理職など教育委員会が適当と認めるもの
- (2) 委員の辞職などにより欠員が生じたときは、新たな委員を任命することができる。ただし新たに任命された委員は前任者の残任期間とする。
- (3) 委員の任期は 2 年を基本とする。任期満了における委員の推薦においては、校長は会長の意見を尊重して委員を教育委員会に推薦する。
- (4) 委員は職務上知りえた秘密を、在任中および在任後も漏らしてはならない。

4 会長・副会長の互選

- (1) 規則第 8 条第 1 項及び第 3 項で規定する会長・副会長の互選については、無記名投票により委員の多数決をもって決めるが、特に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。
- (2) 指名推薦の方法を用いるときは、被指名人をもって当選人に定めるかどうかを学校運営協議会に諮り、参加委員の過半数の同意があったものをもって当選人とする。
- (3) 会長が決定するまでは、当該指定学校の校長が協議会の進行を行う。

5 委員の招集および議事

- (1) 会長は、学校運営協議会を開催する場合は、事務局と協議し、書面等をもって各委員に通知する。
- (2) 議事については本校の特殊性に配慮し、会長は校長および事務局と協議の上、議事を決定し作成する。

6 委員の欠席

委員が欠席しようとするときは、予め事務局へ連絡し会長へ届け出なければならない。

7 学校運営協議会の進行

学校運営協議会の開会及び閉会は、会長がこれを宣言し、学校運営協議会の進行は会長が事務局と連携し行う。また会長が会を進行できない場合は副会長が任にあたる。

8 協議事項の承認方法

- (1) 承認の表決を行う際には、会長は宣告を行わなくてはならない。
- (2) 表決は、挙手をもって行うものとするが、会長が認めた場合は、記名投票、無記名投票での表決を行うことができる。
- (3) 挙手による表決を行う際には、会長は承認する者を挙手させ、その挙手者の人数をもって可否の結果を宣言する。
- (4) 表決を行う際には、会長も加わるものとする。
- (5) 委員は、自己の表決について訂正を行うことはできない。

9 異議の有無による表決

- (1) 会長は、前項の規定にかかわらず、議題について異議の有無を会議に諮ることにより表決とすることができる。
- (2) 会長は、異議がないと認めたときは、可決の旨を宣告しなければならない。

10 傍聴

- (1) 学校運営協議会は、原則公開であるため、傍聴を希望する者がいるときはこれを認める。
- (2) ただし、以下の者は、傍聴を認めないものとする。
 - ① 棒、凶器等他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - ② 垂れ幕、プラカード等意思を表示する物を携帯している者
 - ③ 酒気を帯びている者
 - ④ 議事を妨害するおそれがあると認められる者
- (3) 傍聴人数については、本協議会開催会場の規模等を考慮し、会長が決定する。

- (4) 傍聴人の決定は、以下の手続きにより行う。
- ① 傍聴希望者は、会議開始予定時刻の 30 分前から 10 分前までに申込みする。
 - ② 会長は、傍聴の申し出に対して、傍聴の許可、不許可を決定することができる。
- (5) 傍聴人は以下の事項遵守し、会長は違反者に対して退席を命じることができる。
- ① 傍聴者の発言、私語は禁止。また、拍手その他の方法で賛否を表明してはならない。
 - ② 机や椅子を叩く、音楽を流す等をして議事を妨害してはならない。
 - ③ 機器を用いた撮影、録音等をしてはならない。
 - ④ 協議会の資料等は、受け取れない。
 - ⑤ 許可なく傍聴した内容をネットやメディアに掲載してはならない。
 - ⑥ 個人情報等傍聴が不可の事項を協議する際には、会長の指示に従い退席すること。
 - ⑦ 決められた席に座り傍聴すること。
 - ⑧ 飲食および喫煙などはしてはならない。
 - ⑨ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしてはならない。

1 1 議事録の公開及び公表

- (1) 学校運営協議会は、会議の要旨をまとめた会議録を作成し、八王子市情報公開条例の規定に準じ、公開する。
- (2) 会議録概要または要旨等の公表方法については、学校運営協議会だよりやホームページ等、適切と考える方法で行う。
- (3) ただし、本校の職員の人事に関する事項やその他の事項に関して委員の承認を得て傍聴人の退席および非公開とすることができる。

1 2 事務局の設置

学校運営協議会には事務局を設置し、所掌事務は副校長および事務局メンバーにおいて処理する。会計は都事務職員において処理する。また、会長は必要に応じて事務局として適当と認めた者を任命することができる。

1 3 その他

この要綱に定めるもののほか、会議に関して必要な事項は、学校運営協議会と教育委員会が協議の上、決定する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 24 日より施行する。